

事 務 連 絡

令和5年6月21日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

令和6年度からの大規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げについて（周知）

平素より建築行政の推進にご協力を頂き、誠にありがとうございます。

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減目標の実現に向けて、建築物分野における省エネルギーの取組の強化が求められており、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）等においても、「2030年度以降新築される建築物について、ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保¹」を目指すとされております。

ご承知のとおり、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づき、平成29年4月1日以降、大規模な非住宅建築物の新築時等には、省エネ基準への適合が義務付けられています。

上記エネルギー基本計画等を踏まえ、大規模な非住宅建築物の省エネ基準の水準を上げるため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第3号。以下「改正基準省令」という。）が令和4年12月7日に公布され、令和6年4月1日に施行されることとなっております。

こうした内容は、これまで国土交通省ホームページや、建築・建設関係業界団体等を通じて幅広くご案内しておりましたが、その施行時期が近づいてきましたので、改めてご案内させていただきます。

特に、改正省令の施行日（令和6年4月1日）以降に、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定を申請する建築物について、引上げ後の基準への適合が必要となりますので、建築士等の設計者と十分に協議・調整のうえ、所要の性能を有した非住宅建築物の新築又は増築・改築をされますようお願いします。

貴職におかれましては、貴団体加盟各者に対して、別添資料を活用し、上記の内容を周知頂きますようお願いいたします。

なお、建築・建設関係業界団体に対しても、この旨を周知していることを申し添えます。

以上

¹ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。